

霜・低温に伴う農作物の管理対策

令和8年3月27日
新潟県農林水産部

3月27日10時に、新潟地方気象台から県内全域に霜注意報が発表されました。28日朝にかけて凍霜害が発生するおそれがあります。
については、以下の管理対策を参考として、今後の農作物の管理に十分注意してください。

1 水稲

- (1) 浸漬による種子消毒及び浸種期間の低水温（10℃未満）は発芽揃いを悪くするため、低温時は浸種容器を屋内に移動するか、被覆により保温する。
- (2) 特に「なつひめ（新潟135号）」と「ゆきみらい」は、低水温での種子の浸漬や浸種で発芽不良になるため、水温は12～15℃を確保する。

2 野菜

(1) 育苗から定植までの管理

ア 低温により果菜類の苗の生育が進まず定植時期が遅れる場合は、苗の徒長を抑制するため、午後に換気を行い育苗ハウス内の湿度を下げるとともに、かん水を少なめにし、育苗ポット等の間隔を広げる。

イ 育苗後半は、定植に備えて夜間の温度を徐々に下げ、外気に慣らす。

ウ ほ場のマルチやトンネルの被覆は、地温を確保し定植後の活着を促進するため、定植の7日前までに行う。

(2) 栽培管理

ア 施設栽培（トマト・きゅうり等）

(ア) 施設内温度を保持するため、夕方早めに内張資材を被覆する。

(イ) 保温的管理により施設内が多湿になると、灰色かび病等が発生しやすくなるため、予防的な防除を行う。

イ ハウスすいか

(ア) 低温障害が心配される場合は、内トンネルを設置する。

(イ) 着果させる節が花芽分化期を迎える場合は、良質な雌花を確保するため、夜間は保温し、日中は積極的に採光する。

ウ トンネルすいか、メロン

(ア) 定植は、低温時を避け温暖な日の午前中に行う。

(イ) 定植直後は、霜害防止のため不織布のべたがけやキャップを使用し活着までの3日程度は蒸し込み状態を維持する。ただし、晴天時は、高温による葉焼けを起こす懸念があるため、8～10mおきに一か所換気する。

(ウ) 活着後は、トンネル内の湿度を上げないよう換気を行い、夜間の温度保持のため、夕方早めにトンネルを閉じる。

(エ) 砂丘地で霜害が予想される場合は、降霜時刻に併せてスプリンクラーかん水（散水）を行う。

オ 露地えだまめ

霜害を防止するため、トンネルやべた掛け資材等の被覆資材を活用する。

3 果樹

- (1) 防風網は、冷気が滞留するため、霜害の恐れが無くなるまで裾上げするか外す。また、防風樹も同様であるため裾部分を刈り上げる。
- (2) 草生栽培園での下草が伸びた状態や、わらやもみ殻などのマルチは日中の地温上昇を妨げるので、霜害の心配がなくなるまで下草は短く刈り取り、マルチは施用しない。
- (3) かん水できるほ場では、日中の温度が高い時間帯にかん水し、地中へ蓄熱させる。
- (4) 防霜ファンを設置したほ場では、始動の設定温度や動作を確認する。ただし、極端な低温になると、逆転層がファンより上に行き効果が発揮できないこともあるので、燃焼法も併用する。
- (5) 燃焼法で対策する場合は、ほ場内等に温度計を設置し、必要資材を準備のうえ、霜害危険温度より1℃程度高い温度(おおむね0℃)となった場合に速やかに点火できるよう準備する。ただし、消防署へ事前に「火災とまぎらわしい煙又は火災のおそれのある行為」の届出書を提出する。
- (6) ブドウ等の無加温ハウスでは、ストーブを設置するとともに、電力が確保できる場合はサーキュレーター等を設置し、空気を循環させる。
- (7) イチジクは、凍霜害の恐れが無くなるまで、被覆資材で被覆する。
- (8) 降霜が確認された場合は、花器等を切断し被害の有無を確認するとともに、その後の管理対策を検討する。

4 花き

- (1) 球根養成では、茎葉の霜害による褐色斑点病等の発生や、低温の継続による細菌性病害の発生が懸念される場合は、予防的な防除を行う。
- (2) 切り花及び鉢物等の施設栽培では、施設内温度を保つため、夕方早めに内張資材を被覆する。
- (3) 無加温ハウスでは、夜間低温時、必要に応じて不織布等保温資材を被覆するか、ストーブ等で加温する。